厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ロボット、ＩＴ・ＩｏＴ、ＡＩ等の先端技術の導入を促進することにより、市内の中小企業者の生産性向上を図るため、予算の範囲内において厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定するものをいう。

(2) 大学発ベンチャー企業　中小企業者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　大学が有する研究成果又は特許を基に設立に至った企業

イ　設立後５年以内に、大学が有する研究成果若しくは特許を取得し、又は大学と共同研究を行った企業

ウ　大学の教職員又は学生が設立した企業のうち、事業の内容が大学における研究内容等と関連がある企業

(3) ロボット　センサー、知能・制御系及び駆動系の三つの要素技術を有する機械システムをいう。

(4) ＩＴ　予約管理、コミュニケーション、販売管理、人事・給与管理、受発注管理、生産業務管理、財務・会計管理、電子商取引、設計支援、決裁のうちいずれかの機能を有するソフトウェアをいう。

(5) ＩｏＴ インターネットを活用した、モノの制御による生産性の向上や状況を判断するための設備・ソフトウェアをいう。

(6) ＡＩ　大量のデータから規則性、ルール等を学習し、与えられた課題に対して推論又は回答を行う機能を有するソフトウェアをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 市内において１年以上継続して事業を営んでいること。

(2) 個人にあっては、市内に１年以上住所を有すること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 自社製品を導入するものでないこと。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、ロボット、ＩＴ・ＩｏＴ、ＡＩ等先端技術の導入に係る事業で、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 対象経費が50万円以上のもの

(2) 市内の自社事業所等を対象としたもの

(3) 前年度の3月16日から当該年度の同月15日までに導入したもの

２　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払った費用で別表に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

３　前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事業計画概要書等の提出）

第６条　補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、市長が定める期日までに、厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書に補助対象設備等の仕様等が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する概要書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

（補助金の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を完了した日から２箇月以内（当該補助対象事業を完了した日が１月16日から３月15日までの間にある場合にあっては、３月15日まで）に、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付申請書及び厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金補助対象設備内訳書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を期日とする。

(1) 市税納税証明書（市税に未納のない証明書）

(2) 会社の経歴が分かる書類

(3) 大学との関係を証する書類
(4) 補助対象設備等の仕様書等
(5) 補助対象設備等の写真等
(6) 補助対象設備等の配置図等
(7) 補助対象経費の契約書の写し
(8) 補助対象経費の領収書等の写し
(9) 事業報告書
(10) 役員等氏名一覧表
(11) 収支決算書

２　同一の申請者による補助金の交付申請は、同一年度内に１件を限度とする。

３　複数年度にわたる計画の事業にあっては、初年度分のみを補助対象とする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、及び調査した結果、補助金を交付することを決定したときは、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求書を受け取った日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
(3) 交付決定後、１年以内に事業を廃止し、又は市内での営業を取り止めたとき。

（報告等）

第11条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

（重複助成の禁止）

第12条　この要綱に規定する補助金は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第２号）に基づく奨励措置、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱（平成23年４月１日施行）及び厚木市中小企業等ＳＤＧｓ推進事業補助金交付要綱（令和５年７月１日施行）に基づく補助金を重複して受けることはできない。

附　則

１　この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

２　この要綱は、令和３年４月１日以後に実施された事業について適用する。この場合において、同日から令和３年７月31日までに実施された事業に係る第６条及び第７条の規定の適用については、第６条第１項中「補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする者」とあるのは「補助対象事業を実施した者」と、第７条第１項中「２箇月以内」とあるのは「市長が指定する期日まで」とする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条・第５条関係）

補助対象事業	補助対象経費	摘要	補助率	限度額
(1)ＩＴ導入事業	(1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費	生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用	補助対象経費の２分の１以内	(1)中小企業者（大学発ベンチャー企業を除く。）10万円 (2) 大学発ベンチャー企業 20万円
	(2)システム開発委託費	事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費		
	(3)専門家依頼経費	事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用		
(2)ロボット・ＩｏＴ・ＡＩ導入事業	(1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費	生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用	補助対象経費の２分の１以内	(1)中小企業者（大学発ベンチャー企業を除く。）50万円 (2) 大学発ベンチャー企業 70万円
	(2)システム開発委託費	事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費		
	(3)専門家依頼経費	事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用		

備考１　補助対象事業の（1）及び（2）の併用は、できない。

２　機械装置、工具・器具及びソフトウェアをリース契約で導入する場合は、前年度の３月16日から当該年度の同月15日までの費用を対象経費とし、契約期間から案分して補助対象経費を算出する。

３　次に掲げる経費は、補助対象としない。

(1) 汎用性があり、目的外の使用が可能な機器の導入等に要する経費

(2) 保守・サービス費、クラウド利用費及び通信料

(3) 現行ソフトウェアのバージョンアップに要する経費